

金山アジサイ園管理業務仕様書

1 委託物件の所在及び名称

田川郡糸田町 244 番地

金山アジサイ園

2 管理業務内容

- ① 金山アジサイ園本体の除草業務（処分を含む/5月のみ）【8,698 m²】（履行期間中 2 回）
- ② 遊歩道の除草業務（処分及び除草剤散布を含む）【1,324 m²】（履行期間中 1 回）
- ③ 金山アジサイ園本体の剪定業務【8,698 m²】（履行期間中 1 回）
- ④ 金山アジサイ園本体の施肥業務【8,698 m²】（履行期間中 1 回）
- ⑤ アジサイの植樹業務【20 株】（履行期間中 1 回）
- ⑥ 金山アジサイ園本体の散水業務【8,698 m²】（履行期間中 8 回）
- ⑦ 金山アジサイ園駐車場の除草業務（除草剤散布を含む）【4,685 m²】（履行期間中 1 回）
- ⑧ 日常清掃等業務【履行期間中 40 回】

3 方法等

・ 除草業務について

機械除草（肩掛式）及び人力除草により、アジサイ及び樹木を傷つけないよう実施すること。除草剤散布時においても、アジサイ及び樹木に除草剤が付着しないよう注意を払うこと。また、本体の除草業務に関しては、5月のみ集草、積込運搬及び処分をし、遊歩道の除草業務に関しては、集草、積込運搬及び処分をすること。また、駐車場の除草業務においては、集草、積込運搬を必要とせず、除草剤散布をすることとする。また、集草、積込運搬及び処分について、刈り取った草木等の廃棄物は、請負業者の責任において処理するものとし、処分業者の伝票等を地域振興課に提出すること。除草作業の実施時期は、本体の除草業務については、5月頃と10月頃を予定し、遊歩道除草業務及び駐車場の除草業務については、5月頃を予定しているが、着手時期の詳細については地域振興課の指示に従うこと。尚、各種除草道具等及び除草剤については請負業者にて準備すること。

・ 剪定業務について

剪定作業の実施時期は7月頃を予定しているが、着手時期の詳細については地域振興課の指示に従うこと。尚、各種剪定道具等については請負業者にて準備すること。

① 花後の剪定について

アジサイの花の2節目に芽があることを確認し、その芽の2 c mほど上で切り、花がらを取り除くこと。

② 強剪定について

樹高 2m程度の特に大きくなりすぎたアジサイのみ強剪定をする。根元からの高さ 1m前後の付近で切断し、葉を少し残すこと。また、強剪定を施したアジサイに隣接したアジサイは強剪定をしない。

・ 施肥業務について

地域振興課所有の肥料を使用することを可能とします。根の広がっている範囲に 1 株あたり 100 g を目安に施すこと。施肥作業の実施時期は 3 月頃を予定しているが、着手時期の詳細については地域振興課の指示に従うこと。

・ 植樹業務について

地域振興課所有の苗木を使用し整備することを可能とします。また、植樹する箇所については、協議が必要です。植樹する際には、深さ 30 c m程、直径 30 c m程の穴を掘り、腐葉土、肥料、ウッドチップで作った土壌に植えること。植樹作業の実施時期は 3 月頃を予定しているが、着手時期の詳細については地域振興課の指示に従うこと。尚、腐葉土、肥料及びウッドチップは、地域振興課にて準備する。

・ 散水業務について

散水作業は履行期間内に 8 回行い、その実施時期は 5 月中の雨の状況を鑑みながら、週 2 回を目安に水やりをする。尚、各種散水道具等及び使用する水に関しては、原則請負業者にて準備すること。

・ 日常清掃等業務について

日常ならびに定期清掃を主たる任務とし良好な環境衛生の維持保全に努めること。履行期間中に 40 回行い、6 月中は、月 20 回を目安に随時巡回してゴミがあるときはその都度回収し、地域振興課が指定した場所に納めること。その他の月は、月 2 回を目安とする。また、6 月中においては、トイレ清掃及びアンケートの回収、パンフレットの補充を月 20 回を目安に実施すること。尚、各種ゴミ袋及びパンフレットは地域振興課にて準備し、各種清掃資材等及びトイレットペーパーは請負業者にて準備すること。

・ 安全対策について

安全面に配慮して周囲に利用者がいない時に行うようお願いします。駐車中の車両などにも飛石対策など周辺への影響も勘案してください。必要に応じて、バリケード、

セフティコーン、標識等を用い安全を図ること。第三者に損害を与えた場合は請負業者の負担で対応すること。

- ・ 保険加入について

請負業者においては、それぞれで保険に加入すること。作業中に起きた事故等については、すべて請負業者において対応すること。

4 提出書類

契約書

着手届

完成届

施工写真（着手前、作業途中、完了後、その他）

業務日誌（日常清掃業務に関する記録）

請求書

一般廃棄物については処分業者の伝票等

5 履行期間

令和7年5月1日～令和8年3月31日

6 その他

本仕様に定めのない事項については、契約書または協議のうえ定めるものとする。